



平成 26 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名：ナノキャリア株式会社
代表者名：代表取締役社長 中富 一郎
(コード：4571 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 CFO 兼社長室長 中塚 琢磨
(TEL：03-3548-0217)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。したがって、株式分割により増加する株式の総数の株式分割前の発行済株式総数に対する割合は 99 となります。

(2) 分割により増加する株式数

分割により増加する株式数は、平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）の最終の発行済株式総数に 99 を乗じて得た数とします。

[参考]

(i) 株式分割前の発行済株式総数	402,632 株
(ii) 株式分割により増加する株式数	39,860,568 株
(iii) 株式分割後の発行済株式総数	40,263,200 株
(iv) 株式分割後の発行可能株式総数	130,122,800 株

(注)上記(i)乃至(iii)は平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）時点の当社の発行済株式総数を基準として算定しております。そのため、新株予約権等の行使により基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 26 年 3 月 14 日（金曜日）
基準日	平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）
効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

(4) 新株予約権等の行使価額及び転換価額の調整

上記株式分割に伴い、当社発行の新株予約権等の 1 株当たりの行使価額及び転換価額を平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

単位：円

	調整前行使（転換）価額	調整後行使（転換）価額
第 3 回新株予約権（は）	30,399.8	304.1
第 3 回新株予約権（に）	39,691.2	396.9
第 4 回新株予約権（い）	39,691.2	396.9
第 7 回新株予約権（い）	27,564	276
第 7 回新株予約権（ろ）	55,125	552
第 7 回新株予約権（は）	53,658	537
第 9 回新株予約権	332,000	3,320
第 2 回転換社債型新株予約権付社債	27,990.5	279.9

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載の株式分割の効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

（参考）東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成 26 年 3 月 27 日（木曜日）をもって 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部は変更箇所)

現行定款	変更後定款
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条 【発行可能株式総数】 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,301,228</u> 株とする。	第6条 【発行可能株式総数】 当社の発行可能株式総数は、 <u>130,122,800</u> 株とする。
(新設)	第7条 【 <u>単元株式数</u> 】 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第45条 (条文省略)	第8条～第46条 (現行どおり)

以上